

補助金調書

補助金名	国・県・市指定文化財修理費補助金			担当課 (連絡先)	経済観光文化局文化財部文化財保護課 (TEL 092-711-4783)	
交付先	団体	指定文化財所有者		区分	その他の補助金	
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期				
(公募の場合) 応募要件						
補助開始年度	昭和48	年度	経過年数	38	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	【補助の目的】【補助対象事業】 文化財を保護し、市民の文化の向上及び発展に資するため、指定文化財(建造物・美術工芸品)修理、防災等の事業に対し、必要な経費の一部について補助を行なうもの。					
交付対象経費及び 補助金の算定方法 等	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 ○補助対象経費 国指定文化財:補助対象経費は修理工事経費、防災工事経費、その他工事経費、設計料及び監理料、工事報告書印刷経費、事務経費とする。 県・市指定文化財:補助対象経費は文化財修理、防災等の事業にかかる直接必要な経費とする。 ○補助金額の算定方法・考え方 国指定文化財 補助対象経費の1/8以内 県指定文化財 補助対象経費の1/4以内 市指定文化財 補助対象経費の3/4以内					
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件	2 件	3 件	1 件		
	3,489 千円	13,374 千円	6,394 千円	1,650 千円		
前年度補助事業 の主な実施概要	市指定文化財「飯盛神社本殿」修理事業及び国指定文化財「住吉神社本殿」防災工事業を行なった。					
補助金交付 による効果	文化財としての価値を保持した修理・工事が行なわれるとともに、所有者の文化財保護に対する意識が高まっている。					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。また、当該年度は当初予算額を記載しております。